

包括外部監査契約書

倉敷市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、法その他関係法令及びこの契約書に定めるところにより、包括外部監査（以下「監査」という。）を行い、監査の結果に関する報告を提出するものとする。

2 甲は、次条により算定した包括外部監査契約に基づく監査に要する費用（以下「監査費用」という。）を乙に支払うものとする。

（監査費用の額の算定方法）

第2条 監査費用の額は、別表に定める基本費用の額並びに執務費用及び実費の額を合算した金額とする。ただし、当該金額は、金〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度とする。

（契約期間の始期及び終期）

第3条 この契約期間の始期は令和7年4月1日とし、終期は令和8年3月31日とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に金〇円の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に返還するものとする。

（一身上に関する事件等に係る情報の提供）

第5条 乙は、甲が法第252条の29に規定する特定の事件についての監査の制限の判断に資するため、この契約の締結後において、乙若しくは乙の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は乙若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件の有無について、甲に対し十分な情報を提供しなければならない。

（便宜供与）

第6条 甲は、この契約に基づく監査の実施に適する場所を乙に提供するものとする。

(監査計画等の通知)

第7条 乙は、監査の対象とする事件を設定し、又は監査計画を定めたときは、遅滞なくその内容を文書により監査委員及び甲に通知するものとする。

(監査の実施の通知)

第8条 乙は、甲が乙の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、監査を実施するに当たっては、その7日前までに、監査委員及び甲に対して文書により通知するものとする。

(監査の結果に関する報告)

第9条 乙は、監査の結果に関する報告を決定したときは、当該報告を甲及び法第252条の37第5項に規定する機関に対し、第3条に規定する契約期間の終期までに提出しなければならない。この場合において、乙は、書面による報告を20部及びPDF形式による当該報告並びに当該報告の要約版のデータを提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、契約期間の終期前に前項の報告を決定したときは、遅滞なく提出しなければならない。

(監査の結果に関する報告の内容)

第10条 監査の結果に関する報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査を実施した期間
- (2) 監査の対象とした事件名及びその概要
- (3) 監査の結果
- (4) その他必要と認める事項

(中間報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し中間報告の提出を求めることができる。

(監査の結果に関する資料の提出要求)

第12条 法第252条の38第4項の規定により乙の監査の結果に関し意見を提出するために必要があると監査委員が認めた場合において、監査委員から甲に対し、監査の結果に関する資料の提出を乙に求めることについて依頼があったときは、甲は乙に対し、当該資料の提出を要求することができる。

2 乙は、前項の資料の提出の要求があったときは、監査の結果に関する資料を甲に提出するものとする。

(監査費用の額の確定等)

第13条 乙は、監査費用の額を確定するために執務日誌、出張の記録その他必要な資料を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から監査の結果に関する報告を受けたときは、前項の資料により速やかに監査費用の額を確定するものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し関係書類の提出及び説明を求めることができる。

(監査費用の支払方法)

第14条 乙は、甲に対し書面により監査費用の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払の請求があったときは、当該請求の日から30日以内に監査費用を乙に支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙からの監査費用の額の前金払の請求があった場合において、必要があると認めるときは、第2条に規定する限度額の2分の1以内で前金払をすることができる。

4 甲は、甲の責めに帰する理由により監査費用の支払が遅延したときは、当該支払に係る未払額につき、その遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅滞等)

第15条 乙は、乙の責めに帰する理由により第3条に規定する契約期間の終期までに監査の結果に関する報告を甲及び第9条第1項の機関に提出することが困難になったときは、第2条第1項に規定する監査費用の額の限度額に、その遅延日数に1日につき1,000分の2を乗じて得た額の遅延料を甲に支払わなければならない。ただし、甲が、法第252条の35第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除することを妨げない。

(契約が解除された場合の取扱い)

第16条 甲が法第252条の35第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除した場合又は乙が同条第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲が乙に対して支払うべき監査費用の額は、甲が認める正当な既履行部分に相当する額とする。ただし、乙の責めに帰することのできない理由によりこの契約が解除された場合における甲が乙に対して支払うべき監査費用の額は、甲と乙の協議により定めるものとする。

(損害賠償)

第17条 甲又は乙は、この契約に違反したときは、相手方に対してその損害を賠償請求することができる。

(監査に要した諸資料の取扱い)

第18条 乙は、監査の実施に当たり用いた資料又はその写しを、第3条に規定する契約期間の終期から5年間保存しなければならない。ただし、甲と乙との協議により、乙が保存することを要しないこととされたものについては、この限りでない。

(疑義の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙 ○○○○○○○○
○○○○

別表

基本費用	金〇円に消費税率及び地方消費税を加算した額
執務費用	次のとおり算定した額に消費税率及び地方消費税を加算した額とし、第2条
及び実費	の限度額から上記基本費用の額を差引いた額をその上限額とする。
	1 執務費用
	次の方法により算定した基本執務費用の額及び外部監査人補助者の執務追
	加費用の額の合計額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と
	する。
	(1) 基本執務費用
	乙が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日
	数に、執務日数1日につき〇円を乗じて得た額とする。
	(2) 外部監査人補助者の執務追加費用
	外部監査人補助者（公認会計士、弁護士等の有資格者に限る。）が、外部
	監査人の監査の補助を行った執務日数1日に、執務日数1日につき〇円を乗
	じて得た額とする。
	(3) 執務日数の算定方法
	執務日数とは、次に掲げる方法により算定した執務日数の合計とする。
	① 乙又は外部監査人補助者が、甲の指定した執務場所での監査の結果に関
	する報告の提出及びそのために行った監査に要した時間（以下「監査等の
	時間」という。）が6時間以上の執務日を1日として、契約期間内において
	これに該当する累積日数を執務日数とする。
	② 監査等の時間が1日につき6時間未満の日があるときには、契約期間内
	においてこれに該当する日の監査等の時間を累計して得た時間数を6で除
	して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる
	ものとする。）を執務日数とする。
	③ 乙又は外部監査人補助者の事務所における執務については、甲の指定し
	た執務場所での乙又は各外部監査人補助者の執務日数の50パーセントの
	範囲内の日数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨て
	るものとする。）を執務日数に含めることができる。
	2 実費
	次の旅費の額及び関係人の出頭費用の額の合計額とする。

(1) 旅費

乙及び外部監査人補助者が、監査又は監査の事務の補助に係る出張（乙及び外部監査人補助者が、法第4条第1項に規定する事務所の所在地（乙が主として監査を行う場所が当該事務所以外の場所にある場合は、当該場所の所在地）を離れて旅行することをいう。）を行ったときの当該出張に要した費用として、倉敷市職員等の旅費に関する条例（昭和42年倉敷市条例第26号）の例により算定した額とする。

(2) 関係人の出頭旅費

乙が、監査の結果に関する報告の提出を行うための監査に係る関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用として、証人等の実費弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第141号）の例により算定した額とする。